

特定生産緑地の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

一団番号	特定生産緑地の所在	特定生産緑地の面積（㎡）	指定解除日
5-160	今伊勢町本神戸字花ノ木23番1	463	令和7年5月25日
5-160	今伊勢町本神戸字花ノ木24番1	107	令和7年5月25日
5-160	今伊勢町本神戸字花ノ木27番1	512	令和7年5月25日
5-160	今伊勢町本神戸字花ノ木28番1	358	令和7年5月25日
5-160	今伊勢町本神戸字花ノ木29番1	118	令和7年5月25日

令和7年5月26日

一宮市長 中野 正康